

## 川口市住宅宿泊事業を制限する区域及び期間を定める条例

### (趣旨)

第1条 この条例は、住宅宿泊事業法（平成29年法律第65号。以下「法」という。）第18条の規定に基づき、住宅宿泊事業（法第2条第3項に規定する住宅宿泊事業をいう。以下同じ。）の実施を制限する区域及び期間を定めるものとする。

### (住宅宿泊事業の実施を制限する区域及び期間)

第2条 法第18条の規定により住宅宿泊事業の実施を制限する区域（以下「制限区域」という。）は、次のとおりとする。

- (1) 都市計画法（昭和43年法律第100号）第7条第1項に規定する市街化調整区域
- (2) 都市計画法第8条第1項第1号に規定する第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域、田園住居地域、近隣商業地域、準工業地域、工業地域及び工業専用地域
- 2 法第2条第5項に規定する届出住宅の敷地が制限区域の内外にわたる場合に、当該敷地の過半が制限区域に属するときは、当該敷地の全部が制限区域内にあるものとみなす。
- 3 制限区域内で住宅宿泊事業の実施を制限する期間は、毎年9月16日から翌年7月15日までの間とする。

### 附 則

#### (施行期日)

- 1 この条例は、平成30年6月15日から施行する。

#### (検討)

- 2 市長は、この条例の施行後3年以内に、この条例の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。